農業委員会委員選挙人登載申請書

平成25年分広野町農業委員会委員選挙人登載申請書については、今年度同様、事務局で作成し、農業委員会の方々に審査をいただき、登載申請書の名簿を作成します。

農業を廃止された方ならびに申請を忘れた方は、平成25年1月10日までに広野町農業委員会事務局へご連絡ください。

◆**問い合わせ**
農業委員会事務局
☎0240－27－4163

多重債務相談窓口のご案内

福島財務事務所では、次のような相談を受け付けています。一人で悩まずご相談ください。

・返済しきれない借金に関すること
・貸金業者や、いわゆる「ヤミ金融」に関すること
・不正に利用されている預貯金口座に関すること

◆**相談窓口**
福島市松木町13－2
福島財務事務所　理財課

◆**受付時間**
月曜日から金曜日
（祝祭日、年末年始除く）
午前8時30分～
午後5時15分

◆**問い合わせ**
多重債務相談窓口直通
☎024-533-0064
理財課
☎024-535-0303

就職相談会

ハローワーク平では、毎月「出張相談会」を開催しています。お近くの相談会場にお越しください。

なお、失業等給付受給中の方は、「雇用保険受給資格者証」をお持ちください。

◆**相談内容**
○就職相談
○最新の求人情報閲覧
○パソコンによる求人検索
○職業訓練
（パソコン・介護など）
○再就職セミナー
（面接対策・応募書類等）

◆**開催日時および会場**
常磐迎第1応急仮設住宅
12月11日（火）
午後2時～午後3時
四倉工業団地応急仮設住宅
12月18日（火）
午後2時～午後3時
高久第四応急仮設住宅
12月19日（水）
午前10時～午前11時
四倉町鬼越応急仮設住宅
12月25日（火）
午後2時～午後3時

◆**問い合わせ**
ハローワーク平
☎0240－23－1421

無料弁護士相談会

弁護士相談会を次のとおり開催します。親切丁寧に相談に応じてくれますので、お気軽にご相談ください。

◆**相談内容**
◎生活相談・法律相談
◎原発損害賠償問題
◎多重債務問題
◎相続・借地問題
◎会社・家庭での不安や心配事

◆**開催場所**
広野町公民館
12月8日（土）
午後1時から
午後3時まで
高久第2応急仮設住宅
12月15日（土）
午後1時から
午後3時30分まで

◆**問い合わせ**
関東弁護士連合会
埼玉弁護士会
☎048-863-5255

仮置き場からのお知らせ

①各自仮置きしていただいております敷地内の選定した庭木につきまして、仮置き場で受け入れることになりましたのでお知らせします。
②12月31日（月）から1月6日（日）まで、年末年始休暇のため震災ごみの受入れができませんので、ご協力お願いします。

◆**問い合わせ**
福祉環境グループ
☎0240－27－2115

日本年金機構からのお知らせ

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について

平成24年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人に対して、11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されました。年末調整や確定申告の際に活用することができます。

また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を納付した場合にも納付した人の社会保険料控除額に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書も申告などを行う際に活用することができます。

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」とは

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、その年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金の保険料について、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や領収証書（追加で納めた保険料がある場合）を申告書に添付することなどが義務づけられています。

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」送付時期は

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。

11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績がある人です。

また、翌年の2月上旬に発送される人は、11月発送の対象とはならなかった人で、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

●社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など）を納めたとき、あるいは配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。

配偶者や家族の負担すべき国民年金の保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告できます。

申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。

なお、年末調整の申告では、給与から天引きされた社会保険料（健康保険・厚生年金保険など）は、事業所で一括して計算されますので、自分自身で申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、国民年金、国民健康保険などの社会保険料を申告書に記載します。

◆控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に対するお問合せは、次の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。

☎0570－070－117
（平成24年11月1日から平成25年3月15日まで）

●年金を受けている方の扶養親族等申告書について

厚生年金、国民年金および各共済組合などから支給される老齢または退職を事由とする年金には、所得税法の「雑所得」として所得税が課せられます。

課税対象となる年金を受けている方は、所得税法上の規定により、毎年、年金の支払者（日本年金機構など）に対して「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しなければなりません。

このような方には、毎年10月下旬から順次「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されています。

ただし、障害年金・遺族年金を受けている方と、老齢年金の年金額が次の場合は「申告書」は送付されません。

①65歳未満の受給者で年金額が108万円未満の場合。
②65歳以上の受給者で年金額が158万円未満の場合。

◆**問い合わせ**
平年金事務所
☎0246－23－5611
日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

※扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届です。
※申告書を提出していない場合は、申告書を提出した場合に比べて、年金から所得税が多く差し引かれることになりますのでご注意ください。
※扶養親族等申告書が届かないときや失くした場合は、「申告書」を送付しますので、
「ねんきんダイヤル」
☎0570－05－1165
にお電話ください。
※お急ぎの場合はお近くの年金事務所にも用紙があります。
また、ホームページ上からも申告書用紙をダウンロードできますのでご利用ください。